

千葉県建築基準法施行細則の一部の改正（削除）（案）の概要

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

1. 改正理由

建築物の増築履歴等を把握するため、千葉県建築基準法施行細則の第二十一条では、「法第86条の7の規定による既存の建築物に対する制限の緩和・・・を受けようとするこれらの建築物及び工作物の所有者、管理者及び占有者は、当該建築物等の制限緩和に係る不適合建築物等台帳（別記第十五号様式）を提出しなければならない。」としています。しかし、平成19年建築基準法改正から、建築基準法施行規則第1条の3第1項表二第（63）より、既存建築物の増築等について既存不適格建築物の遡及緩和の適用を受ける場合にあつては、建築確認の添付図書として既存不適格調書を提出することとなりました。

さらに、平成21年9月1日付け「既存不適格建築物の増築等に係る建築確認の申請手続きの円滑化について（技術的助言）」の通知により、既存不適格調書の記載事項が明示されました。この国が定める記載事項は、不適合建築物等台帳の内容を網羅するものであり、申請者は、不適合建築物等台帳と既存不適格調書の同様な書類を2種類作成することとなり、申請者の負担が増えました。

このため、千葉県建築基準法施行細則第二十一条の不適合建築物等台帳の役割は終息したと判断し、細則から削除する予定です。

2. 改正内容

千葉県建築基準法施行細則の第二十一条及び別記第十五号様式を削除する予定です。

（不適合建築物等の届出）

第二十一条 法第八十六条の七第一項から第三項までの規定による既存の建築物に対する制限の緩和、法第八十八条第二項において準用する法第八十六条の七第一項（法第四十八条第一項から第十三項まで及び法第五十一条に係る部分に限る。）の規定による既存の工作物に対する制限の緩和又は施行条例第五十一条第一項から第四項までの規定による既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとするこれらの建築物及び工作物（以下この条において「建築物等」という。）の所有者、管理者及び占有者は、当該建築物等の、制限緩和に係る不適合建築物等台帳（別記第十五号様式）を提出しなければならない。